

事監契第 211215002 号

技 積第 211215002 号

令和 3 年 12 月 16 日

改正 令 4. 3.25 事監契 220323008・技積 220323001

本社内関係各長 殿

各地方機関の長 殿

事業監理部長

技術企画部長

(公印省略)

役務における共同設計方式の取扱いについて (通達)

役務 (独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程 (平成 15 年 10 月機構規程 141 号。以下「資格規程」という。)) 第 1 条に規定する役務をいう。以下同じ。) における共同設計方式の取扱いについて、下記のとおり定める。

記

1 対象業務

次に掲げる方式により役務の調達手続を行うときは、単体有資格者に加え、設計共同体にも参加を認めるものとする。ただし、設計共同体によることで業務が必要以上に細分化され非効率になる等、設計共同体の参加を認めることが適当でないものについては、この限りでない。

- (1) 公募型プロポーザル方式 (「役務における公募型プロポーザル方式の実施について」 (令和 4 年 3 月 18 日付け事監契第 220318008 号・技積第 220318008 号通達) の公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。)
- (2) 簡易公募型プロポーザル方式 (「役務における簡易公募型プロポーザル方式の実施について」 (令和 4 年 3 月 18 日付け事監契第 220318010 号・技積第 220318010 号通達) の簡易公募型プロポーザル方式をいう。以下同じ。)
- (3) 総合評価方式 (「役務における総合評価方式の試行について」 (令和 4 年 3 月 18 日付け事監契第 220318012 号・技積第 220318012 号通達) の総合評価方式をいう。以下同じ。)

2 設計共同体の内容

設計共同体の内容は次のとおりとし、当分の間、構成員の数及び出資比率に関する要件は付さないものとする。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分の資格確認者（資格規程第8条第1項第2号の規定により一般競争参加資格があると認定された者をいう。）の組合せとするものとする。したがって、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格者の組合せによる設計共同体も認めるものとする。

(2) 業務形態

構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。

この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。

構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めないものとする。

(3) 構成員の技術的要件

構成員は、その分担業務毎に、担当技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、主任技術者1名を配置するものとする。

(4) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された者とする。

3 設計共同体協定書

設計共同体協定書は、別紙1のとおりとする。

4 資格審査

(1) 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式又は総合評価方式により役務の調達手続を行うときは、手続開始の公示において、単体有資格者に加え設計共同体にも参加を認める旨を公示するものとする。

(2) (1)の公示が行われる場合、次の各号に掲げる事項を公示し、設計共同体に資格認定の申請を行わせるものとする。

ア 役務件名、役務内容、履行期限

イ 競争参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

ウ 設計共同体の組合せ、業務形態及び代表者要件

エ 認定資格の有効期間

オ その他必要と認める事項

(3) (2)の公示は、別紙2の競争参加者の資格に関する標準公示例によるものとする。

(4) 資格認定の申請をする者に対し、競争参加資格審査申請書（様式）を提出させるものとする。

競争参加資格審査申請書には、設計共同体協定書を添付させるものとする。

- (5) 申請を受けた設計共同体について、資格審査を行い、適格なものを資格があると認定し、それ以外のものを資格がないと認定する。

認定の結果については、認定の対象となった役務に係る選定（非選定）通知書（総合評価方式の場合は指名（非指名）通知書）により通知するものとする。

- (6) (5)による認定は、認定の対象となった役務についてのみ有効とするものとする。

5 競争参加資格審査申請書、参加表明書及び技術提案書

競争参加資格審査申請書、参加表明書及び技術提案書における設計共同体の表示は、次のとおりとする。

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

6 契約書

- (1) 契約書における受注者の表示

5に同じ。

- (2) 契約書における消費税及び地方消費税の額の表示

請負代金額の記載は、次のとおりとする。

ア 課税事業者のみで構成する設計共同体の場合

請負代金額 〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 〇〇〇円

イ 課税事業者と免税事業者とで構成する設計共同体の場合

請負代金額 〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円
（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額のうち課税事業者の分担業務額に10/110を乗じて得た額である。

ウ 免税事業者のみで構成する設計共同体の場合

請負代金額 〇〇〇円

7 設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い

設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合においては、「共同企業体の構成員の一部について会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合等の取扱いについて」（平成15年10月1日付け鉄業契第62号・鉄計積第27号通達）を準用する。

別紙 1

〇〇設計共同体協定書

(目的)

第 1 条 当設計共同体は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構〇〇支社発注に係る〇〇【役務件名】
(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本役務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第 2 条 当設計共同体は、〇〇設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 共同体は、〇年〇月〇日に成立し、本役務の請負契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) 〇の部分には、例えば 3 と記入する。

- 2 本役務を請け負うことができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、本役務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 共同体の代表者は、本役務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金、部分払金及び出来形払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本役務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本役務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本役務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が本役務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものと

する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構〇〇支社発注に係る〇〇【役務件名】
については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業
務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円
〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの
協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

別紙2 競争参加者の資格に関する標準公示例

競争参加者の資格に関する公示

〇〇【役務件名】に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

〇年〇月〇日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 〇〇支社長 〇〇 〇〇

◎調達機関番号 565 ◎所在地番号 〇〇〇【WTO 対象の場合のみ記載】

1 役務概要

- (1) 役務件名 〇〇
- (2) 役務内容 当該役務に係る手続開始の公示（以下「手続開始の公示」という。）で示すとおり。
- (3) 履行期限 手続開始の公示で示すとおり。

2 申請の時期

手続開始の公示の日から、当該役務に係る参加表明書の受付期限まで（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）。

なお、上記期限の翌日以降（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。【公募型競争入札の場合は「なお、上記期限の翌日以降（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。」と記載する。簡易公募型競争入札の場合は、「なお」以降は記載しない。】

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）ホームページ（次のアドレス）からダウンロードして取得すること。

<https://www.jrft.go.jp/procurement/contract/ekimuyoushiki.html>

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に設計共同体協定書（４（４）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。提出場所は手続開始の公示に示す参加表明書の受付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。その上で、手続開始の公示で示す技術提案書の提出者を選定するための設計共同体に係る参加資格要件【競争入札の場合は、「入札参加者に要求される資格のうち設計共同体に係る資格要件」と記載する。】を満たすこと。

ア 技術提案書の提出者を選定するための単体企業に係る参加資格要件【競争入札の場合は、「入札参加者に要求される資格のうち単体企業に係る資格要件」と記載する。】を満たす者であること。

イ 当機構における「〇〇【業種区分を記載】」に係る〇・〇年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

エ 当機構理事長から「〇〇地区」【当該役務を発注する地方機関の所在地が含まれる措置対象地区を記載する。】において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「役務における共同設計方式の取扱いについて」（〇年〇月〇

日付け事監契第 000000000 号・技積第 000000000 号通達) の別紙 1 に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。なお、当該協定書の様式は、当機構のホームページにおいて、3 (1) と同じ方法により入手することができる。

5 一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4 (1) イの認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1) イの認定を受けていない構成員が 4 (1) イの認定を受けることが必要である。また、この場合において、4 (1) イの認定を受けていない構成員が、当該役務に係る技術提案書の提出の時【公募型競争入札の場合は開札の時。簡易公募型競争入札の場合は参加表明書の提出時】までに 4 (1) イの認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

当該役務に係る選定 (非選定) 通知書【公募型・簡易公募型競争入札の場合は指名 (非指名) 通知書】により通知する。

7 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該役務が完了する日までとする。ただし、当該役務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該役務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、「〇〇・〇〇△△△△【役務件名】設計共同体」とする。

※〇〇は会社名の略称 (ただし、他社と混同する名称は避けること。) とする。

(2) 当該役務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該役務の技術提案書の提出者として選定されていなければならない。【(2) は、競争入札の場合においては不要。】

(3) 問い合わせ先【競争入札の場合は、(2)】

〒

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇支社 総務部契約課契約係

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電子メール 〇〇〇〇@jrtt.go.jp

様式

競争参加資格審査申請書

貴機構で行われる〇〇【役務件名を記載】に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

共同体名

代表者 住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話
電子メール

構成員 住所
商号又は名称
代表者氏名

本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

連絡先1：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代表）

連絡先2：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇課）

（注）「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること
（個人事業主等で複数の電話番号がない場合は1つで可）。

〇〇設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構〇〇支社発注に係る〇〇【役務件名】
(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本役務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇設計共同体(以下「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、〇年〇月〇日に成立し、本役務の請負契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) 〇の部分には、例えば3と記入する。

- 2 本役務を請け負うことができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、本役務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、本役務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金、部分払金及び出来形払金を含む。)の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本役務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本役務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本役務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、共同体が本役務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及

び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構〇〇支社発注に係る〇〇【役務件名】
については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業
務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円
〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの
協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印
 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

競争参加資格審査申請書

貴機構で行われる〇〇【役務件名を記載】に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

共同体名

代表者 住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話
電子メール

構成員 住所
商号又は名称
代表者氏名

本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

連絡先1：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代表）

連絡先2：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇課）

（注）「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は押印を省略する場合に記載すること（個人事業主等で複数の電話番号がない場合は1つで可）。